

令和元年6月6日

令和元年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和元年6月6日会議提出議案一覧表

議案第 3 号	令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）	・・・	別冊
議案第 4 号	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について	・・・	1
議案第 5 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	・・・	3
議案第 6 号	鳥羽市介護保険条例の一部改正について	・・・	5
議案第 7 号	鳥羽市消防団条例の一部改正について	・・・	7
議案第 8 号	鳥羽市火災予防条例の一部改正について	・・・	9
議案第 9 号	鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について	・・・	11
報告第 1 号	平成30年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について	・・・	14

議案第4号

鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6月 6日 提出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

現物給付の方法による福祉医療費助成の対象者及び対象となる医療機関を定めたく、本提案とするものである。

鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市福祉医療費助成に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（助成の方法）

第9条の2 福祉医療費及び証明書料の助成は、受給資格者又は保護者等に支払うことにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある受給資格者に係る福祉医療費の助成については、助成額を当該受給資格者が医療に関する給付を受けた保険医療機関（三重県内の区域内に存する保険医療機関に限る。）に支払う方法により行うものとする。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 5 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 6 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率及び償還方法等について所要の改正をしたく、本提案とするものである。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「3年」の次に「（令第7条第2項の括弧書の場合は、5年）」を加える。

第14条（見出しを含む）を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができ

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「（又は、半年賦償還）」を、「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第6号

鳥羽市介護保険条例の一部改正について

鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6月 6日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減の強化に関する所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥羽市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成30年度から平成32年度までの」を削り、「保険料率は」の次に「、令第39条第5項に基づき」を加え、「37,530円」を「令和元年度は、31,270円、令和2年度は、25,020円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第6項に基づき、同号の規定にかかわらず、令和元年度は、47,950円、令和2年度は、41,700円とする。
- 4 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第7項に基づき、同号の規定にかかわらず、令和元年度は、60,460円、令和2年度は、58,380円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥羽市介護保険条例第2条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第7号

鳥羽市消防団条例の一部改正について

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6月 6日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

高齢化が進展している社会情勢を鑑み、消防団の維持及び充実を図るため、消防団員の任用年齢の上限を廃止し、あわせて分限等に関する規定を整備したく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副団長以下」を削り、同項第2号中「55歳未満」を削る。

第6条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）死亡したとき、又は所在不明となったとき。

別表第1中「その他の団員」を「団員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

鳥羽市火災予防条例の一部改正について

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 6 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例

鳥羽市火災予防条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

議案第9号

鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について

鳥羽市定期航路運航条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6月 6日 提出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正等による消費税率の引上げに伴い、普通運賃及び荷物運賃を改定したく、本提案とするものである。

鳥羽市定期航路運航条例の一部を改正する条例

鳥羽市定期航路運航条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）普通乗船券中1普通運賃表の項の表を次のように改める。

					神島
				答志 (和具)	510
			菅島		510
		桃取			
	坂手		280		
鳥羽 (中之郷) (佐田浜)	220	450	510	550	740

別表第2の1手荷物の項中「280」を「290」に改め、同表の2小荷物及び貨物運賃の項の表を次のように改める。

容積	距離	重量	10 kg	20 kg	30 kg	40 kg	50 kg	60 kg
		距離	まで	まで	まで	まで	まで	まで
200 cmまで	5 kmまで	円	100	110	180	230	300	350
	10 kmまで	円	130	180	230	350	440	460
	20 kmまで	円	150	190	250	370	480	490
250 cmまで	5 kmまで	円	110	180	230	300	350	460
	10 kmまで	円	180	230	350	440	460	490
	20 kmまで	円	190	240	370	480	490	600
300 cmまで	5 kmまで	円	180	230	300	350	460	490
	10 kmまで	円	230	350	440	460	490	600
	20 kmまで	円	240	370	480	490	600	750

350 cmまで	5 kmまで	230	300	350	460	490	600
	10 kmまで	350	440	460	490	600	750
	20 kmまで	370	480	490	600	750	890
400 cmまで	5 kmまで	300	350	460	490	600	750
	10 kmまで	440	460	490	600	750	890
	20 kmまで	480	490	600	750	890	1,040

(注) 容積区分は、3辺の和とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

報告第1号

平成30年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和元年 6月 6日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

平成30年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	繰越明許費	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国・県支出金	その他	
5. 農林水産業費	3. 水産業費	水産研究所建設事業	308,420,000	308,420,000		(国) 154,210,000	市債 152,500,000	1,710,000
5. 農林水産業費	3. 水産業費	坂手漁港機能保全事業	17,947,000	17,947,000		(県) 14,357,000	市債 3,500,000	90,000
6. 観光商工費	2. 商工費	プレミアム付商品券事業	1,857,000	1,857,000		(国) 1,857,000		0
7. 土木費	5. 都市計画費	鳥羽市民体育館増築事業	165,077,000	165,077,000	繰入金 82,538,000		市債 82,500,000	39,000
8. 消防費	1. 消防費	消防団救助能力向上資機材緊急整備事業	2,902,000	2,902,000		(国) 967,000		1,935,000
9. 教育費	2. 小学校費	小学校空調設備整備事業	29,823,000	29,823,000		(国) 10,004,000	市債 19,700,000	119,000
9. 教育費	3. 中学校費	中学校空調設備整備事業	22,232,000	22,232,000		(国) 6,985,000	市債 15,100,000	147,000
9. 教育費	4. 幼稚園費	幼稚園空調設備整備事業	3,200,000	3,200,000		(国) 1,073,000	市債 2,000,000	127,000
10. 災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	2,905,000	2,905,000		(国) 1,937,000	市債 900,000	68,000
合 計			554,363,000	554,363,000	繰入金 82,538,000	(国) 177,033,000 (県) 14,357,000	市債 276,200,000	4,235,000